

小・中学校図書館司書の現状と課題

岡 部 廣

1. はじめに

学校図書館法が、学校司書の問題を棚上げにしたままで、兼任司書教諭（教科や学級担任をしながら学校図書館の運営も任される教諭）のみの配置を目的に、法改正されて数年が経過した。そして、いよいよ平成15年度から実際に学校現場に配置されようとしている。このような状況の中で、大分県の小中学校図書館には、今も80名余りの何の法的根拠もない司書といわれる人たちが働いている。これらの人たちの中には一部自治体の正規職員もいるが、大部分の人たちは不安定な身分と驚くような低賃金、そして長時間労働の下で勤務している。これらの司書といわれる人たちは、平成15年度の兼任司書教諭配置後の職の不安を抱えながらも日々の学校図書館の運営に没頭し、忙しい毎日を送っている。

2. 小・中学校図書館の実態とそこで働く職員の問題

ほぼ全校に正規で専門の学校司書が配置されている高等学校図書館と違い、県下の小中学校では、司書が置かれている学校は県全体の2割程度で、しかも地域的に偏って置かれている。その他の学校には司書はおらず、図書館主任や図書係教師と呼ばれている先生が空き時間を利用して図書の受け入れから児童・生徒への貸出や図書委員会などの指導もしている。学校の中には、全く学校図書館として機能していない、カギの掛った倉庫同然のようなところも数多く存在している。一方、司書と呼ばれている人たちのいる少数の学校図書館では、活発な図書館活動が行われているところが多く、貸出数が年間一万冊を超えている学校図書館もあちらこちらでみかけられるようになってきている。そこで働く司書は極めて多忙で、新刊書の受け入れや貸出・返却本の処理、読み聞かせ、ブックトークからレファレンスやリクエストの受付、生徒図書委員の指導まで学校図書館の業務の大部分をひとりでこなしており、休む暇もない忙しさのなかで一日を過ごしている。また、司書の中には2校以上の学校図書館の掛け持ちも多く、中には3校・4校に勤務している人たちもいる。

また、正規職員で働く学校司書の中にも悩みは数多くある。学校長の判断で、図書館以外の雑務に追われて本来の図書館の仕事が思うようにできない人や、突然の転勤で全く経験のない学校図書館にきてしまった人たちである。この人たちにとっては学校図書館はひとり職場のためにほかの人に教えてもらう訳にもいかず、公的な研修もないために、ひとり悩むことになってしまうのである。以下、学校図書館や小中学校図書館司書が抱えている問題点をさらに詳しくあげていこうと思う。

a 学校図書館の問題

- ・学校教育のなかで学校図書館の位置が極めて低くみられている。
- ・学校図書館の施設・設備が貧弱であり、資料も少なく古いものが多い。

- ・教師のなかには調べ学習や読書指導に対する経験不足や偏見が大きい。
- ・中学校においては過度な部活動によって、生徒にも教職員にも読書や図書館での調べ学習にかかわる時間的精神的なゆとりがなくなっている。
- ・市町村による学校図書館の施設設備や図書費の格差が大きい。

b 学校司書の問題

- ・法的根拠がないために学校図書館の仕事が地域、職場、個人の能力によって大きく異なっている。
- ・研修の機会が極めて少ない。
- ・他県と異なり県や地域の中心となる市部の学校にほとんど学校司書がいないので、その存在価値が極めて認められにくい。
- ・県費による雇用でないために、学校の中で他の教職員からの理解が得られにくい環境にあり、孤立しやすい。
- ・大分県ではP T A雇用の割合が異常に多い（補助金などの名目で給与の大部分は自治体が負担しているところが多いのに）。
- ・長時間労働でしかも低賃金の司書がP T A雇用を中心に多い。
- ・自己研修や図書館関係の資格の有無・経験年数が賃金には生かされていない。
- ・司書としての誇りと自信を持って仕事に打ち込んでも、やりがいのない職場となっている。

このように学校図書館とそこに働く司書を取り巻く状況には厳しいものがある。それでも司書として働き続けるのは、心から学校図書館とその利用者である子どもたちが好きであるからにはほかならない。また、このような司書によって今まで30年以上にわたって大分県の学校図書館の灯は点され続けてきたのである。

3. おわりに

小中学校の司書たちの願いはただひとつ。一日も早く安心して働ける職場がほしいということである。安定した身分のもとで子どもたちに豊かな図書館サービスを提供したいという願いを小中学校司書のだれもが持っている。学校図書館で正規で専門の学校司書（県費雇用で研修の機会が保証される職員）として責任を持って働きたいのである。これから配置されるであろう兼任司書教諭はあくまで教諭である。授業をしながら、クラスを受け持ちながら学校図書館の運営もしなければならぬのである。はたして本当に利用者の側に立った図書館サービスが行なえるのであろうか？大きな疑問が残る。市町村教育委員会の一部は司書教諭がきたら司書はもういらぬといっているようである。兼任の司書教諭と学校司書は根本的に違う職のように思う。兼任の司書教諭と学校司書とは本来、車の両輪の関係なのではないだろうか。兼任司書教諭が主に授業での図書館利用法や学習方法を研究実践し、学校司書は主に図書館の資料の選定や図書館サービスの面を受け持つ。もちろん両者の仕事は重複する部分も相当できてくることだろう。お互いが対等の立場で協力しながら理想とする学校図書館をつくっていく。このような姿こそが本来の学校図書館の姿ではないだろうか。決して兼任司書教諭の配置だけで学校図書館の職員問題を終わらせてはいけぬと考えるのである。

（おかべ ひろし 三光村立三光中学校）